

DV法改正に向けた要望について

大津恵子（女性の家HELP）

1 現場の調査をすべき

具体的な機関・個人に意見聴取されるよう要望します。

理由：県の仕事と区市町村の仕事は違います。民間団体の仕事も違います。業務内容と現在の問題点を当事者からきちんと意見聴取する必要があります。

<民間シェルター、当事者グループ>

財政問題と行政の制度の効果測定が必要です。このままではつぶれるところが出てきます。

<外国籍被害者>

公的支援がどれだけ必要か実態を聞いてください。HELPでは公的支援がないために帰国費用まで負担しています。

<市区町村福祉事務所、婦人・母子相談員、支援センター・女性センター相談員>

福祉事務所の業務量の増大で婦人相談員は大変苦心しています。また、裁判所への同行、生活再建などは法に明確な規定がないため、被害者の気持ちに沿って良い仕事をしようとする職員が理解されない現実もあります。

2 ジェンダー視点の重要性

現在のDV法にない自立支援の概念をジェンダーの視点で明確にしなければなりません。

民間団体は転宅、生活再建後、自助グループ・電話相談・裁判所への同行など多くの支援を行っています。こうした活動はDV被害の特殊性・重大性を身を持って感じた女性たちだからこそ取り組んできたのです。自立までの道のりはとても長くかかる場合があります。自立支援にあたってはジェンダーがどう被害を受けた当事者に影響を及ぼしているかを理解しながら、支援のプログラムを組むことが重要です。

3 民間支援団体への財政支援の制度化

現行の委託形式では安定的な運営が困難なことがはつきりしました。単価の契約ではなく事業運営、つまり人件費や家賃などへの補助が必要です。

4 当事者参画・登用の制度化

当事者自身の要望を受け入れるシステムがありません。施設の効果測定も含めてシステムを確立していく必要があります。また、二次被害の防止・被害者のケアのためには体験者が窓口や同行を行うことが効果的です。欧米では大変普通に行われています。

5 外国籍被害者支援

外国籍の被害者は在留期間によって受けられる援助が異なります。一時保護以降オーバーステイも含めて公的責任の範疇とし、対処に差別が持ち込まれないようにする必要があります。

6 住民票・保険証・国民年金・転校

住民票が移せないことで生活上の大きな不利があります。年金が貰えない、保険証が使えない、子どもが学校に入れないなどです。関連法も合わせて見直しが必要です。

7 法律の対象・保護命令

被害者は配偶者と事実婚に限らないので拡大が必要です。保護命令についても、子どもや家族などに広げる必要があります。また、現在平均 10 日の審理時間を持っていますがこれでは間に合わないケースが多く、緊急命令の制度も整備すべきです。退去命令 2 週間は現実的でなく、延長すべきです。

8 基礎的自治体の責任明確化

現在都道府県が被害者支援の責任を担っていますが、生活保護など実際の支援は区市町村が行っていますが、男女平等参画担当と福祉事務所などの連携がスムーズになされていないところもあり現場担当者に混乱があります。連携の制度化を進める必要があります。また、保護命令や一時保護などは区市への権限の分散も検討すべきではないでしょうか。

しかし、広域保護・自治体間の温度差・財政状況の違いなどで被害者支援に差別が起きています。統一的対応のために都道府県の責任は更に明確にされるべきだと考えます。

